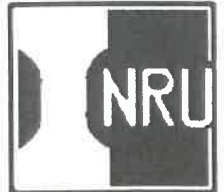


“収容”という名の人権侵害

1月8日 労働講座

入管制度を「放置」してきた私たち（国民）にも責任



国 労 近 畿

第215号
 発行 山本 泰光
 編集 江口 芳生
 国鉄労働組合
 近畿地方本部
 大阪市北区錦町2-2
 TEL 06-6354-0700
 FAX 06-6358-1465

入管行政を考える (講演資料抜粋)

■日本の「外国人(労働者)問題」の歴史

戦後、約60万人の朝鮮半島出身者が日本にとどまることを余儀なくされる

1951年、出入国管理令

1982年、出入国管理及び難民認定法

日本の難民条約・難民議定書への加入(1981年)

「第六次雇用対策基本計画」閣議決定(1988年)

入管法の改定(1990年)

外国人研修・技能実習制度の創設(1993年)

真正面から「移民」を認めず、不安定な地位のみ与え、利益のみを享受。

◆東京オリンピック・パラリンピックに向けて「世界一安全な国」を創り上げるとして、不法滞在者の積極的な摘発を図ると表明(2018年4月26日・法務省)

◆被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化(2018年2月28日・法務省入国管理局長通達)

「仮放免を許可することが適当とは認められない者は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。」

2019年入管法改正

「特定技能」在留資格の創設

・特定技能1号(介護、農業、外食業、宿泊業、建設業など、14業種)

最長5年、家族の帯同不可、技能はある程度必要

・特定技能2号(2業種のみ+13業種+介護への拡大準備中)

在留期間に上限なし、家族の帯同可、熟練技能が必要

◆外国人就労「無期限」に — 入管庁検討(2021年11月18日・日経新聞)

■日本における「外国人の人権」

最高裁1978年10月4日マクリーン判決

「外国人にも基本的人権は認められる。ただし、外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎない」

日本の難民不認定率99.7%(2018年) 「日本の積極的認定率は特に低い」ワールドトレンズ2017(45頁)

■ウィシュマさん事件(責任回避の最終報告書)

①2月15日の尿検査で「ケトン体3+(飢餓状態)」という数値が出ていた

②死亡直前の3月5日及び6日に救急搬送しなかった

③収容中の介護において虐待行為をしていた

④仮放免不許可を、帰国意思を変えさせるための拷問として使っていた

⑤DV被害者として扱わなかった

■長期間にわたる収容

▲収容者は施設外へ出ることできない▲3~6人ほどが狭い共同部屋で過ごす▲1日6時間、居室が開放される▲部屋にはほとんど娯楽物がない▲プライベートはない

1年程度収容されることは珍しくなく、3年以上収容されることもある。

食事・医療の問題、命にかかわる事態、職員による暴言・暴力も。

◆入管の仕事は、収容等を用い、本国へ帰国させること

◇しかし、難民や日本人配偶者等は帰国できないので帰国を拒否

●入管は、保護ではなく、人権侵害を含んだ帰国促進のための行動をとる。

■入管法改正案(2021年5月、第204回通常国会で廃案)の問題点

①裁判所による収容の可否・期間を審査する制度見送り

→無期限長期収容について抜本的対策なし。司法審査が及ばないまま。

②監視措置：管理人の遵守状況を監督。国への状況届出義務。違反に罰則。

→支援者の立場と矛盾する監視者の役割。弁護士との両立困難。

③1年を超える実刑の刑事処分者は原則在留特別許可しない。

→刑罰前科は原則的な不許可事由とすべきではない。

④「補充的保護対象者」の定義を難民条約の「難民」に準じる者に限定。

→狭すぎ。紛争地から逃れてきた者などを含めるべき。

⑤3回以上の難民認定申請者は原則送還停止効を解除(=原則送還可能)。

→難民条約の締結国なのに難民認定率が極端に低いという構造的問題には手を付けず。

難民認定手続適正化の法整備を先行させるべき。ノン・フルールマン原則(迫害を受けるおそれのある国への追放・送還を禁じる国際法上の原則)に反するおそれ。

⑥仮放免逃亡罪、退去命令拒否罪など刑事罰を創設。

→現状の問題の放置、規制強化。刑罰をもって強制する必要性を欠き、要件の明確性も欠く。

◆入管の裁量・権限強化。→入管収容の問題改善につながらない。むしろ悪化。

→司法審査の導入を含め、入管の裁量・権限を抑制し、監視体制を構築する法改正が必要。



長野総合法律事務所
弘川欣絵弁護士

1月8日に開催した労働講座「入管問題を学び、命と人権について考える」で弘川欣絵弁護士(長野総合法律事務所)より講演を受けました。講演資料を抜粋して紹介します。

岸田内閣が改憲の動きを強める中、今年には沖縄県内の多くの市町村長・議員選挙をはじめ、夏には参議院選挙、9月には統一地方選挙、沖縄県知事選挙も開われます。近畿地本は、旗びらき会場に

岸田内閣が改憲の動きを強める中、今年には沖縄県内の多くの市町村長・議員選挙をはじめ、夏には参議院選挙、9月には統一地方選挙、沖縄県知事選挙も開われます。

おいて1月23日投票の沖縄県名護市長選挙で米軍基地の辺野古移設反対を掲げる岸本ようへい氏に贈る機布を取り組みました。

今後も市民と野党の共同を強めることが求められます。

平和な沖縄・日本をめざして 市民と野党の共同を進めよう

